平成25年　№15

国立大学法人東京学芸大学企画評価室規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項等の一部を改正する要項

制定理由

理事及び副学長の体制の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年３月21日　役員会　審議・承認

国立大学法人東京学芸大学企画評価室規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年３月22日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

平成25年規程第14号

国立大学法人東京学芸大学企画評価室規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 国立大学法人東京学芸大学企画評価室規程（平成18年規程第16号）

(2) 国立大学法人東京学芸大学広報企画室規程（平成24年規程第２号）

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成25年３月22日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項（平成22年３月４日制定）
(2) 国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項（平成24年２月２日制定）
(3) 国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項（平成22年３月４日制定）

国立大学法人東京学芸大学企画評価室規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の体制の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第３条　企画評価室は，次に掲げる室員で組織する。 ⑴ 学長が指名する理事，副学長又は学長補佐　１名 ⑵ 学長が委嘱する教員　若干名 ⑶ 評価推進室長 ２　企画評価室に室長を置き，前項第１号の室員をもって充てる。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成25年４月１日から施行する。	〔省略〕 （組織） 第３条　企画評価室は，次に掲げる室員で組織する。 ⑴ 学長が指名する副学長又は学長補佐　１名 ⑵ 学長が委嘱する教員　若干名 ⑶ 評価推進室長 ２　企画評価室に室長を置き，前項第１号の室員をもって充てる。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学広報企画室規程の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の体制の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第３条　広報企画室は，次に掲げる室員で組織する。 ⑴ 学長が指名する理事，副学長又は学長補佐　１名 ⑵ 学長が委嘱する教員　若干名 ⑶ 広報連携課長 ⑷ その他学長が指名する者 ２　広報企画室に室長を置き，前項第１号の室員をもって充てる。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成25年４月１日から施行する。	〔省略〕 （組織） 第３条　広報企画室は，次に掲げる室員で組織する。 ⑴ 学長が指名する副学長又は学長補佐　１名 ⑵ 学長が委嘱する教員　若干名 ⑶ 広報連携課長 ⑷ その他学長が指名する者 ２　広報企画室に室長を置き，前項第１号の室員をもって充てる。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の体制の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 ⑴ 学長が指名する理事　１名 ⑵ 学長が指名する副学長　１名 （削　除） ⑶ 教員養成カリキュラム開発研究センター長 ⑷ 学生キャリア支援センター長 ⑸ 附属学校運営参事　１名 ⑹ 教務委員会委員長 ⑺ 学長が委嘱する教員　若干名 ⑻ 学務部長 ２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は前項第１号の本部員をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 ３　本部長は，推進本部の業務を総括する。 ４　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成25年４月１日から施行する。	〔省略〕 （組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 ⑴ 理事（教育・国際担当） ⑵ 副学長（学生担当） ⑶ 学長が指名する学長補佐　１名 ⑷ 教員養成カリキュラム開発研究センター長 ⑸ 学生キャリア支援センター長 ⑹ 附属学校運営参事　１名 ⑺ 教務委員会委員長 ⑻ 学長が委嘱する教員　若干名 ⑼ 学務部長 ２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は理事（教育・国際担当）をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 ３　本部長は，推進本部の業務を総括する。 ４　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の体制の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 ⑴ 学長が指名する理事又は副学長　１名 （削　除） ⑵ 学系長 ⑶ 附属学校運営参事　１名 ⑷ センター長協議会議長 ⑸ 学長が委嘱する教員　若干名 ⑹ 財務課長 ⑺ 教育研究支援課長 ２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は前項第１号の本部員をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 ３　本部長は，推進本部の業務を総括する。 ４　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成25年４月１日から施行する。	〔省略〕 （組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 ⑴ 理事（研究・附属学校担当） ⑵ 学長が指名する副学長又は学長補佐　１名 ⑶ 学系長 ⑷ 附属学校運営参事　１名 ⑸ センター長協議会議長 ⑹ 学長が委嘱する教員　若干名 ⑺ 財務課長 ⑻ 教育研究支援課長 ２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は前項第１号の本部員をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 ３　本部長は，推進本部の業務を総括する。 ４　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部改正について

制定理由：理事及び副学長の体制の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 ⑴ 学長が指名する理事又は副学長　１名 （削　除） ⑵ 学長が委嘱する教員　若干名 ⑶ 広報連携課長 ２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は前項第１号の本部員をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 ３　本部長は，推進本部の業務を総括する。 ４　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成25年４月１日から施行する。	〔省略〕 （組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 ⑴ 学長が指名する理事又は副学長　１名 ⑵ 学長が指名する副学長又は学長補佐　１名 ⑶ 学長が委嘱する教員　若干名 ⑷ 広報連携課長 ２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は前項第１号の本部員をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 ３　本部長は，推進本部の業務を総括する。 ４　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。 〔省略〕